

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度のお知らせ

■ 減額される対象となるサービス

社会福祉法人等が実施する
訪問介護(ホームヘルプ)、通所介護(デイサービス)、短期入所(ショートステイ)、
特別養護老人ホームなど

■ 軽減の対象となる方は、次の1、2、3のいずれかに該当する方です。

軽減の対象となる方	利用者負担額 (1割負担分)	施設の食事代、 居住費(滞在 費)、宿泊費
1 老齢福祉年金受給者で、かつ世帯全員が市民税 非課税である方	50%	50%
2 世帯全員が市民税非課税で、次の①～⑤の全てに 該当する方 ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごと に50万円を加算した額以下であること ② 負担能力のある親族等に扶養されていないこと (市町村民税課税者の扶養親族でないこと) ③ 世帯がその居住の用に供する家屋その他の日常生活のため に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。 ④ 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増える ごとに100万円を加算した額以下であること。 ⑤ 介護保険料を滞納していないこと	25%	25%
3 生活保護受給者の方		100% (居住費のみ)

■ 軽減の適用を受けるには、申請が必要です。

サービスを受けるときに「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証」を提示すると、
対象となる費用が軽減されます。

■ 申請に必要なもの

1. 社会福祉法人等利用者負担軽減対象者確認申請書(様式第1号)
2. 収入申告書(様式第2号)
3. 世帯全員の預貯金の通帳や証書
(コピー可。ただし、名義や直近1年間程度の明細がわかるもの)

※ 下記4～6について西予市の公簿等において確認することができるときは、当該書類の添付を省略します。

4. 世帯全員分の年金振込通知書
5. 世帯全員の年金振込通知書源泉徴収票や収入状況が確認できる書類
6. 固定資産税納税通知書など、資産の状況が確認できる書類

■ 問合せ先

西予市役所 長寿介護課 介護保険 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1 電話:0894-62-6406(直通)